

① 表現について

(1) 基本的な考え方

男女共同参画社会基本法の制定により女性が幅広い分野へ進出している現在、様々な生き方や家族が存在するため、性別に捉われない表現にすることが大切です。

また、往々にして「人＝男性」という表現がみられたり、女性を単に注意を引くための存在として表現したりする場合がありますが、すべての人が含まれることを意味する場合には、性別による差別のない包括的な表現や呼び方をし、また、尊厳を傷つけることのないような表現に配慮することが大切です。

(2) ことば（五十音順）

※具体例を記載しています。

何気なく使っている言葉だからこそ、より適切な表現を選びましょう。

例えば、下記の①～③について必要な表現かどうか考えてみましょう。

- ①性別により職業・役割を限定する表現(例：看護婦、保母)
- ②性別による「らしさ」といったイメージにとらわれた表現(例：女々しい)
- ③「人」＝「男性」といった男性中心型社会を反映する表現(例：サラリーマン、父兄)

好ましくない表現	好ましい表現の例	理 由
OL	会社員 働く女性	「若い女性」という意味として使われる場合が多い。職業名、英語でもなく、男性を表す対となる言葉がない。
帰国子女	帰国児童 帰国生徒 帰国学生	「帰国子女」は、「海外から帰国した児童・生徒を指す言葉」で一般に定着した表現。「子」で「男」を代表させ、女性を別扱いする表現となる。
サラリーマン	会社員 従業員 職員	「マン」が男性を意味し、男性だけを念頭に考えている言葉になる。
主人 家内 (旦那 女房 奥さん)	夫 妻 (配偶者 パートナー つれあい)	「主人、家内」等は、既婚の男性及び女性を表す言葉で、男性を主たるもの、女性を従たるものと表現している。 家の奥にいるというイメージの「奥さん」という意味になる。